

審査指導基準と根拠

	国の審査指導基準・根拠	県の審査指導基準・根拠
① 計画 審査		「事業採択チェックリスト」に記載された項目を審査
	実施要領第5の1(1)対象となる事業	① 市町村が実施主体となっていくべき事業であるか
	実施要領第5の1(1)対象となる事業	② 事業の必要性・緊急性が認められるか
	実施要領第5の1(1)対象となる事業	③ 既存事業の財源振替にあたる事業ではないか
	実施要領第5の1(2)①労働者の募集	④ 特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業にあたらぬか。
	実施要領第3の(1)	⑤ 対象分野は適切か(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、産業・雇用、子育て、安全・安心、教育・文化、震災対応)
	実施要領第13事業計画全体としての要件	⑥ 事業費に占める新規に雇用される失業者の件数割合は1/2以上か
	実施要領第5の1②労働者の雇用・就業期間	⑦ 事業期間は適切か
	雇用創出基金事業に関するQA4-19	⑧ 事業内容は適切か(単純清掃や単なる景観維持を目的とする事業は不可。特に環境分野のうち、除草作業、枝打ち・剪定、公園美化は不可)
	実施要領第5の3(3)委託契約等	⑨ 事業に従事する全労働者数のカウントは適切か
	実施要領第5の1(2)③失業者であることの確認	⑩ 新規雇用の失業者の人数のカウントは適切か
	雇用創出基金事業に関するQA1-3,1-4	⑪ 常用雇用欄の人数のカウントは適切か (新規雇用の失業者の内数であることに注意すること)
実施要領第3の(1)、第5の1(1)対象となる事業、第15財産の取得制限、QA1-46	⑫ 積算は妥当か ・基金事業に要する経費として認められる内容か ・収益事業ではないか	
実施要領第5の3(9)		
実施要領第15財産の取得制限	⑬ 財産の取得制限に抵触するようなものが積算に含まれていないか	

	実施要領第5の3委託契約等	⑭ 委託事業の契約方法は適切か
② 事業 進捗管 理	地方自治法第234条の2契約の履行の確保 補助金適正化法第11条補助事業等の遂行	平成24年度緊急雇用創出事業補助金交付契約第3 事業遂行状況報告書の提出
③ 完了 確認	—	「完了検査チェックシート」に記載された書類で検査（委託事業の場合）
	—	① 実績報告書
	—	② 委託業務契約書
	—	③ 受託者から提出された実績報告書
	緊急雇用創出事業等県・市町村担当者会議 質疑応答要旨（21. 4.27）Q領収書の添付	ア 経費支出内訳書
		イ 人件費内訳書（労働者ごとの一覧表形式）
	実施要領第5の1（2）	ウ 事業に従事した全労働者の賃金台帳
	実施要領第5の3（8）	エ 全労働者の勤務状況が確認できる資料（出勤簿、タイムカード等）
		オ 新規雇用労働者の雇用契約書等
		カ 新規雇用労働者の募集方法が確認できる書類等（ハローワークからの紹介状等）
		キ 新規雇用の失業者の失業状態が確認できる書類（履歴書、職務経歴書等）
	—	④ 委託事業の完了確認調書
	緊急雇用創出事業等県・市町村担当者会議 質疑応答要旨（21. 4.27）Q領収書の添付	⑤ 支出負担行為に係る書類（市町村→委託先への支払い）
⑥ 経費の領収書（経費の明細が分かるもの、委託期間内の日付か確認）		
	(⑦※前金払いの有無（事業で発生した収入＝利子の取扱確認）)	